

mRNA ワクチン（Messenger RNA 脂質ナノ粒子製剤）の 承認取消および市場回収を求める記者会見の御案内

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご承知のように、2021 年 2 月に COVID-19 に対して特例承認された mRNA ワクチン（通称：新型コロナワクチン）の接種後に生じた健康被害については、2024 年 8 月 4 日時点で、予防接種後副反応疑い報告による医療機関からの自発報告者総数は 37,555 件、重篤症例は 9,325 件、2025 年 3 月 31 日時点での死亡症例は 2,295 件となっております。一方で、予防接種健康被害救済制度への申請数は、2025 年 8 月 25 日現在、14,082 件、認定 9,278 件、死亡事例に関する申請数は 1,805 件、認定は 1,032 件に上っております。

このような前代未聞の大薬害が起こっている事実の重大性に鑑み、この度わたしたち一般社団法人ワクチン問題研究会は、別添の mRNA ワクチン（Messenger RNA 脂質ナノ粒子製剤）の承認取消および市場回収を求める要望書を福岡厚労大臣ならびに独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）藤原理事長へ提出いたしましたので、報告申し上げます。

mRNA ワクチンは、非臨床安全性データの審査が不十分なまま承認され、長期的な安全性が未解明の状態です。国民に対して多数回の接種が推奨・実施されており、本年度も定期接種の準備が進められています。

当研究会はこれまで、このような甚大な健康被害が生じた根本的な原因究明を進めてきた結果、今回の健康被害の発生にはレギュラトリーサイエンス実践上の重大な欠陥が存在すると結論づけ、事実と論点を整理して全世界の医師・科学者・政策決定者と共有すべく、本年 8 月 26 日に英文論文を査読付学術専門誌に出版発表しました（添付 QR コード参照）。この論文では、規制当局において世界初の mRNA ワクチンが実質的には新規遺伝子治療薬であるにもかかわらず、従来型ワクチンと同様の審査基準で承認した問題、市販後のファーマコビジランス（医薬品安全監視体制）を怠った問題等々を指摘しています。

本記者会見では、厚労大臣ならびに PMDA 理事長に提出いたしました要望書に基づき、深刻な健康被害の要因となっている各 mRNA ワクチン製剤の承認取消および市場に流通している全ての同製剤の回収・廃棄について、科学的知見および学術的観点に則りご説明いたします。

謹白

- 日 時：2025 年 9 月 18 日（木）14：00～15：00
- 会 場：厚生労働省会見室
- 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館 9 階
- 登壇者：一般社団法人ワクチン問題研究会
福島 雅典（代表理事）
藤沢 明德（業務執行理事） 児玉 慎一郎（業務執行理事） 吉野 真人（理事）

【このプレスリリースに関するお問い合わせ】

【8 月 26 日発表の英文論文】

【8 月 28 日発表のプレスリリース記事】

一般社団法人ワクチン問題研究会事務局

住 所：〒665-0842 兵庫県宝塚市川面 5-10-32-205

E-mail：toiawase@jsvrc.jp

公式サイト：<https://jsvrc.jp/>



以上